



目 次	ページ
告 示	
○告示（令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部改正	1
○特定水産資源の採捕の停止の命令	1
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要	1
○保安林の解除予定の通知（2件）	1
○公共測量の終了の通知（3件）	1
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧	2
入札公告	
○一般競争入札（高知港海岸排水機場遠隔監視・遠隔操作システム改修委託業務）の公告	2

告 示

高知県告示第7号の3

令和6年3月高知県告示第251号（令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。

令和7年1月9日（掲示済）
高知県知事 濱田 省司

2の(1)のイ中「2.665トン」を「2.678トン」に改め、2の(1)のウ中「26.295トン」を「32.833トン」に改め、2の(1)のエ中「13.231トン」を「6.680トン」に改め、2の(3)のイ中「3.294トン」を「3.296トン」に改め、2の(3)のウ中「25.541トン」を「19.664トン」に改め、2の(3)のエ中「9.137トン」を「15.012トン」に改める。

3の(2)のウ中「0.758トン」を「0.826トン」に改め、3の(2)のエ中「1.485トン」を「1.417トン」に改める。

高知県告示第7号の4

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業（養殖用種苗を除く。以下同じ。）による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和7年1月1日から同年3月31日まで）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和7年1月15日から同年3月31日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和7年1月14日（掲示済）

高知県告示第50号

平成28年5月高知県告示第280号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示し、令和4年4月高知県告示第472号（認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新）で有効期間の更新をした認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業（令和4年10月高知県告示第784号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定）で告示した変更事項を含んだものをいう。）について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月24日

- 高知県知事 濱田 省司
- 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
一般社団法人高知県猟友会
 - 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
高知市上町二丁目7番2号
 - 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
高橋 徹
 - 変更事項
法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（捕獲従事者の追加及び狩猟免許の種類に係る変更）
 - 変更認定年月日
令和7年1月7日

高知県告示第51号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月24日

- 高知県知事 濱田 省司
- 法第8条第1項の規定により須崎市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和6年12月高知県告示第729号
 - 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ須崎東店
須崎市桐間西110番ほか

3 意見の概要
意見なし

高知県告示第52号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月24日

- 高知県知事 濱田 省司
- 解除予定に係る保安林の所在場所
高知市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第53号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月24日

- 高知県知事 濱田 省司
- 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸市安芸ノ川字シタ川東路乙135（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第54号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和6年5月高知県告示第401号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年11月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年1月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第55号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和6年7月高知県告示第453号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年10月31日に終わった旨の通知があったので、測

量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年1月24日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第56号
国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和6年9月高知県告示第534号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年12月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和7年1月24日
高知県知事 濱田 省司

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。
令和7年1月24日
高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
令和7年1月24日
高知県知事 濱田 省司

- 1 入札に付する事項
 - （1） 特定役務の名称及び数量
高知港海岸排水機場遠隔監視・遠隔操作システム改修委託業務 一式
 - （2） 特定役務の特質等
入札説明書による。
 - （3） 特定役務の履行期間
特定役務に係る契約の締結の日から令和8年3月25日まで
 - （4） 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとす

- る。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の（3）により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
 - （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - （2） 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
 - （3） この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - （4） 4の（3）によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の（9）に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の（9）に該当しない者であること。
 - （5） （1）から（4）までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
 - （1） 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780－8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県土木部土木政策課契約担当
電話番号088－823－9813
 - （2） 入札説明書の交付方法
 - ア 手渡しによる交付の場合
令和7年1月24日（金）から同年2月10日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に（1）の交付場所で交付する。
 - イ ダウンロードによる交付の場合
令和7年1月24日午前9時から同年2月10日午後5時までの間に高知県土木部土木政策課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170201/>）で交付する。

- （3） 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和7年3月6日（木）午前10時
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和7年3月5日（水）午後4時までに（1）の入札説明書の交付場所に必着すること。
 - イ 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 7階会議室
- 4 その他
 - （1） 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - （2） 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
 - （3） 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年2月10日午後5時までに3の（1）の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - （4） 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - （5） 落札者の決定方法等
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の（9）に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の（9）に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
 - （6） 手続における交渉の有無
無
 - （7） 契約書作成の要否
要
 - （8） 資格審査に関する事項
2の（2）に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務セン

ターに提出すること。ただし、令和7年2月3日（月）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を紙媒体で提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ることとし、申請書を電子申請システムにより提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の備考欄に入力するとともに、当該事項を連絡すること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured: Commission for the Renovation of Kochi Port's Coastal Drainage Pump Station Remote Monitoring and Operation System 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 10 February 2025

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 6 March 2025

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 4:00 P.M. on Wednesday 5 March 2025

(5) Contact: Public Works Policy Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9813

(6) Others: As in the tender documentation